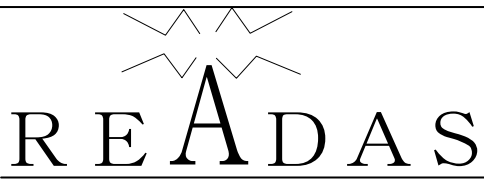


第 5720 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月29日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 贈与税の納税猶予と相続時精算課税の併用

Q：贈与税の納税猶予と相続時精算課税が併用できるようになったと聞きました。どのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

非上場株式の贈与税の納税猶予は、これまで、雇用確保要件等を満たさなくなった場合、納税猶予が取り消され、贈与税の超過累進税率が適用され、相続税より多額の税金を支払わなければならないというリスクがあったので、導入に二の足を踏むところがあり、事業承継税制があまり進んでいませんでした。

そこで、このリスクを軽減するため、平成29年度の税制改正において、相続時精算課税制度に係る贈与について、非上場株式等の贈与税に係る納税猶予制度の適用対象に含めるとする改正が行われました。

これによって、非上場株式についても相続時精算課税を適用できることとなり、仮に納税猶予が取り消しになったとしても、相続時精算課税制度の特別控除額2,500万円適用後に一律20%の贈与税額を納付し、相続が発生したときには、相続で株式を取得した場合の相続税と同じ取扱いとなり、納税猶予取消時に相続税よりも高額な贈与税を納税するリスクは相当下がることになりました。

この取扱いは、平成29年1月1日以後に贈与により取得する非上場株式等から適用されます。

